

定 款

ユニプレス株式会社

ユニプレス株式会社定款

2022年6月23日改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユニプレス株式会社と称する。
英文では、UNIPRES CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車部品の製造及び販売
- (2) 電機部品の製造及び販売
- (3) 金属製品の製造及び販売
- (4) 溶接機器、金型及び治工具の製作及び販売
- (5) プレス機械検査及び保全業
- (6) 前各号の事業に必要な技術の開発及び指導
- (7) 当社子会社ならびに関連会社に対する金銭の貸付
- (8) 前各号の事業に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行なう。

第2章 株 式

- (発行可能株式総数)
- 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,400万株とする。
- (自己の株式の取得)
- 第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- (単元株式数)
- 第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株主の売渡請求)
- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- (株主名簿管理人)
- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- (株式取扱規則)
- 第 11 条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則によるものとする。

第3章 株主総会

- (招集の時期)
- 第 12 条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。
- (定時株主総会の基準日)
- 第 13 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役会が定めた取締役がこれを招集し、社長執行役員が議長となる。

②取締役会が定めた株主総会の招集権者または社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、他の執行役員が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名に対してのみ、その議決権の行使を委任することができ、この場合には株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第 18 条 株主がその有する議決権を統一しないで行使する場合は、当社に対し、株主総会の日 3 日前までに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、株主総会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、当社に保存するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、10名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任決議)

第 21 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうものとする。

②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。

②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、代表取締役の中から取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

②取締役会の招集権者に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法及び議事録)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行なうものとする。

②取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び執行役員)

第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。

②取締役会は、その決議をもって執行役員を定め、業務を執行させる。取締役会の決議によって執行役員の中から社長執行役員及びその他の役付執行役員を選定する。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定めるものとする。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができるものとする。

②当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

- (常勤の監査等委員)
- 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
- (監査等委員会の招集通知)
- 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (監査等委員会の決議方法及び議事録)
- 第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうものとする。
- ②監査等委員会の議事については、監査等委員会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。
- (監査等委員会規程)
- 第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 計 算

- (事業年度)
- 第 35 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (剰余金の配当の基準日)
- 第 36 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行なうことができる。
- ②当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行なうことができる。

(配当財産の除斥期間)

- 第 37 条 配当財産が、その交付開始の日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
- ②未交付の配当財産については、その間の利息は付けないものとする。

附 則

- 第 1 条 当会社は、第 77 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ②第 77 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。